

# 第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 「新たな人権課題への対応策」について（答申）（概要）

## 1 諮問事項（令和2年8月31日）

諮問事項 新たな人権課題への対応策について

諮問理由 社会状況の変化等により、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権課題も生じており、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、こうした新たな人権課題を再度認識し、着実に取組を進めていく必要があり、当該人権課題への対応策についても、とりまとめていただくため諮問するものである。 →（答申期限：令和4年3月31日）

## 2 答申の構成

### (1) はじめに

- ・「新たな人権課題への対応策」として5つの項目について検討
- ・条例や施策が市民の人権侵害に対する実効的な救済に繋がることへの期待 等

### (2) 審議の経過

- ・第6回～第13回（計8回）の協議会の開催

### (4) おわりに

- ・川崎市の人権救済が現状の人権侵害に実効的に行われるよう強く要望
- ・新たな人権課題に対する施策の実現と着実な実施への期待 等

## (3) 答申

### I 実効性のある人権救済のための「人権救済に関わる施策等の整備」の促進

多様な人権侵害に対する救済政策を拡充すべきである。現状の人権関連施策による救済には重複などが見られるため、所管部局が横断的に精査及び連携し、より実効性を持った人権施策体系を検討すべきである。例えば、人権オンブズパーソンの管轄事項を他の人権問題に関しても広げる等の検討を要請したい。

1. 人権オンブズパーソンの管轄事項の拡大か別の救済手続を検討し、より実効性のある人権救済施策を実現すべきである。
2. 救済・支援は所管部局横断的に若しくは連携の下で実施する必要がある。現在の条例体系や各審議会の効果的審議等に関する検討が必要である。
3. 市民が権利擁護活動に関わる機会を増やし、環境等の改善をすることが重要である。
4. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第18条の目的に照らし、川崎市は、審査会に条例違反の具体的諮問だけでなく、街宣やインターネットによる本邦外出身者に対する不当な差別的言動の対策全般について諮問すべきである。

### II インターネット上の人権について

インターネット上の表現によって個人の尊厳や人格、名誉に対する侵害が行われないう、防止、調査、対応、救済に関する施策の実効性を持たせるべきである。「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が目的とする「人権尊重のまちづくり」には、被害者の救済が重要である。その観点から、実際の条例の適用、実施について見直すべきである。

1. インターネット上の人権侵害は、学校をはじめあらゆる機関におけるメディア・リテラシーを徹底させる施策をとる必要がある。
2. インターネット上の表現による人権侵害の防止の啓発の強化や誰にもアクセス可能な救済方法をより拡充する施策が求められている。
3. インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の状況等から、外国人市民の人権を保護することが喫緊の課題であり、市民が受けているこうした言動をできる限り迅速に削除することが求められている。
4. 被害者の現状に対して実効性を持った施策が行われているかについて、できるだけ正確に検証することが必要であり、市職員が専門家等から研修を受けることが望ましい。
5. 被害の訴えに対する審査会への諮問数の関係について、その評価の理由及び基準を精査し市民に対して明確にする必要がある。その内容は、今後の条例の運用に関する資料ともなり得、また将来の歴史的な検証のためにも必要である。
6. 市長は、審査会に諮問しなかった事項その他の人権問題についても、人権の重要性、人権侵害があってはならないことを、機会をとらえて積極的に発言し、発信する必要がある。
7. 一自治体の権限による対応では限界があり、市長が首長の会議体で合意形成を図り、国会や所管大臣等に対して、国レベルでの対応を要請していくべきである。

### III コロナ禍等（感染症等）における人権について

コロナ禍等（感染症等）に起因する人権問題について、全ての患者の生命や健康その他の権利保護を優先した平時からの医療政策の整備、社会的少数者に対する偏見に基づいた差別等の人権侵害の防止、及び女性や高齢者などの社会的に脆弱な人々への暴力や社会的排除等の人権侵害を救済する施策をとるべきである。

1. 感染症に関する法制度における人権侵害という事実を踏まえ、患者の生命や健康の権利、個人の尊重に立脚した施策が必要である。感染症に特有な、患者やその家族、医療従事者等に対する排除や差別に対して、防止し救済する施策を取るべきである。
2. 感染症禍においては、外国人等の社会的少数者を排斥、差別、危害を加える等の人権侵害が起こりやすい。そうした傾向を踏まえ、人権侵害を防止する実効的な施策が必要である。
3. DV防止施策の中に、コロナ禍のような外出禁止や外出抑制期間における保護に特に取り組む施策が必要である。
4. 医療政策において、平時においても感染症禍に対する施策の整備をすべきである。適切な医療政策が整備されていないならば、市民の健康権、生命権は保護できない。医療政策には、十分な医療施策やスタッフの整備に加え、社会的に脆弱な人々を含む全ての市民に対して、感染症禍における救急医療施設へのアクセスや検査薬へのアクセス、その他種々の情報を確実に届けることが不可欠である。

### IV 男女共同参画について

男女共同参画が、両性の平等や個人の尊厳の人権問題であることを踏まえ、川崎市は、その意義の浸透、実現に向けて、雇用、教育、家族、政治参画などに関してより実効性のある施策、積極的差別是正措置（男女雇用機会均等法）を含む実効性のある施策をとるべきである。

1. 両性の平等は、全ての人にとって、そして何より子どもにとっても未来の社会への希望が持てるか否かに関わる問題である。誰もが、自己の人格を開花させ生きる可能性を生み出すための条件整備が自治体には求められている。
2. 両性の平等は労働、教育等のあらゆる場面で達成されていない状況である。実効性のある施策として積極的差別是正措置をはじめとした結果を出せる施策をとるべきである。
3. 女性の権利保護のためには、給料格差による貧困、シングルマザー、マタニティハラスメント、DV、家庭内暴力、育児の負担、性犯罪の被害者、教育における男女の格差等に対する施策が必要である。既存のそれぞれの施策の実効性を調査し、川崎市による積極的な推進策をとることが必要である。
4. 長年にわたり男性へのポジティブ・アクションが行われたため、現在のジェンダー・ギャップがあり、このギャップをなくすために女性へのポジティブ・アクションが必要と考えられる。ジェンダーバランスの実現は、女性のためだけでなく、日本の社会が全ての人を個人として尊重できる社会となるために不可欠な取組である。

### V 子どもの人権について

子どもの権利を子ども自身にも届くようにできるだけ広く啓発活動を行うとともに、人権問題に関してすぐに相談できる体制を強化するべきである。特に、新たに可視化されたヤングケアラーの子どもの問題、及び継続している外国に繋がる子どもの問題について、安全で健康な生活の確保、教育を受ける権利の保護に取り組むこと、またそのために現状を調査した上で、適切な施策をとるべきである。川崎市の施策においては、問題の性質に合わせて、担当課の所管を横断した施策をとることも視野に入れ、人権問題に対応するべきである。

1. ヤングケアラーについて実態を調査することが必要であり、行政や学校、福祉、地域が連携して救済措置等を取れるような施策が必須である。また、親や家族などの大人の生活が安定するための施策をとることが不可欠である。他自治体の例もあるように、この問題に特化した施策を要請する。
2. 外国籍の子どもの人権課題として不就学の問題があり、学校、地域等を含め総合的な取組を内容とする施策が必要である。自治体において、子どもは市民の一員であり、その人格を育て教育を受ける権利を保障することは自治体の責務である。
3. 「川崎市子どもの権利に関する条例」における子どもの権利の保護について、大人そして子ども自身に具体的に伝え、また救済方法について、今以上に効果的に市民に普及する施策が必要である。